

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：32513

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01251

研究課題名（和文）帝国日本の植民地法制 - 南洋庁における法と裁判 -

研究課題名（英文）Empire of Japan and its Colonial Legislation

研究代表者

中網 栄美子（NAKAAMI, Emiko）

秀明大学・学校教師学部・講師

研究者番号：10409724

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：「南洋諸島」とは現在のパラオやマーシャル諸島、北マリアナ諸島、ミクロネシア連邦に相当する領域である。この領域は第一次世界大戦終結後、国際連盟からの委任統治という形で帝国日本の実質的な支配下に入った。帝国日本は、ここに施政機関として「南洋庁」をおき、本庁をパラオ諸島のコロールにおいた。この「南洋庁」による統治は第二次世界大戦終結後までの約25年間続いた。

帝国の植民地政策により、本国から南洋諸島に渡る者は最盛期で7万人を超えた。この中には帝国の植民地下にあった台湾人や朝鮮人も含まれている。本研究は、同領域の「法と裁判」について明らかにすることを目的とし、国内外に現存する資料調査を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成27（2015）年天皇・皇后両陛下（現在の上皇・上皇后両陛下）がパラオを訪問されたことはメディアで大きく取り上げられた。この時の「おことば」で同地が第1次世界大戦後のヴェルサイユ条約と国際連盟の決定により日本の委任統治下に置かれたこと、第2次世界大戦中は同地で激しい戦闘が行われ、日本軍約1万人と米軍約1,700人の戦死者を出したことなどが述べられた。

しかし、台湾や朝鮮に関する研究と比べ、南洋諸島における日本の植民地支配に関する法制史的研究は活発とはいえない。本研究では国内外に分かたれた資料や失われつつある人々の記憶を拾い集め、平成から令和に向けて遣っていくことを試みた。

研究成果の概要（英文）： The "South Seas Islands" or Nanyo are the equivalent area of today's Palau, Marshall Islands, Northern Mariana Islands, and Federated States of Micronesia. After the end of World War I, this area came under the substantial control of Imperial Japan as a mandated territory of the League of Nations. Imperial Japan established the "South Pacific Agency" or Nanyo-cho as its governing institution, with its headquarters in Koror, Palau. This Imperial Japan's administration continued for about 25 years until the end of World War II.

At its peak, more than 70,000 people migrated from the inland or other Japanese overseas territories to the South Seas Islands as a result of the Empire's colonial policy. This number also included Taiwanese and Korean people who were under the imperial colonial rule of Japan. This study aims to clarify the "law and justice" in Nanyo area, and conducted a survey of existing materials in Japan and abroad.

研究分野：基礎法学 日本法史

キーワード：植民地 国際連盟 委任統治 南洋庁 パラオ コロール 高等法院 沖縄

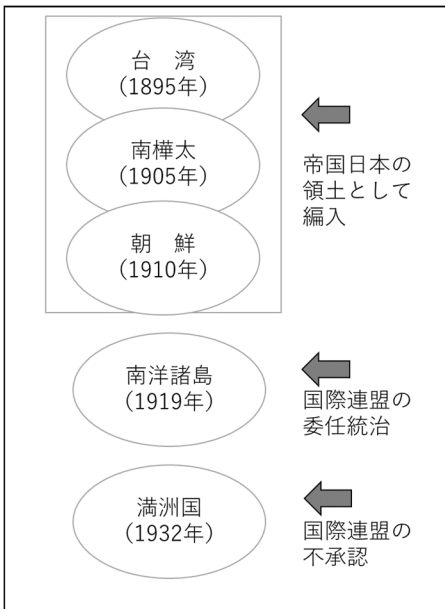
1. 研究開始当初の背景

はじめに 平成 27 (2015) 年天皇・皇后両陛下 (現在の皇・上皇后両陛下) がパラオを訪問されたことはメディアで大きく取り上げられた。この時の「おことば」で同地が第 1 次世界大戦後のヴェルサイユ条約と国際連盟の決定により日本の委任統治下に置かれたこと、第 2 次世界大戦中は同地で激しい戦闘が行われ、日本軍約 1 万人と米軍約 1,700 人の戦死者を出したことなどが述べられた。しかし、「このような悲しい歴史」を、日本の若い世代はどこまで認識しているのだろうか。台湾や朝鮮半島における日本の植民地支配に関する研究は比較的活発であるのに対し、南洋群島における歴史・法制史研究は (おそらく前者に比し期間が短いこと、資料が散在していることもあり) 進んでいない。国内外に分かたれた資料が誰にも顧みられることなく埋もれ、失われつつある人々の記憶が完全に消失してしまう前に、「今」この時に、全てを拾い集め、文字にして、平成から新しい時代に向けて遺していかなければならないと切実に考えている。

現在のパラオやマーシャル諸島、北マリアナ諸島、ミクロネシア連邦に相当する領域は「南洋群島」呼ばれ、第一次世界大戦終結後、国際連盟からの委任統治という形で帝国日本の実質的な支配下に入った。帝国日本は、ここに施政機関として「南洋庁」をおき、本庁をパラオ群島のコロールに、支庁をサイパン、ヤップ、パラオ (西カロリン群島)、トラック、ポナペ、ヤルートにおいた。この「南洋庁」による統治は第二次世界大戦終結後までの約 25 年間続くことになる。この間、手塚敏郎を初代とする 9 名が南洋庁長官に就任した。司法制度としては、第一審としてパラオ地方法院、サイパン地方法院、ポナペ地方法院の 3 法院が、第二審 (最終審) としてコロール島に高等法院が設置された。

(1) 南洋庁の設置

植民地獲得の植民地政策 帝国日本の植民地政策は、日清戦争 (1894-1895) 終結後に調印された下関条約 (日清講和条約) に始まり、この時の条約で台湾及び澎湖諸島が日本に割譲された。また、日露戦争 (1904-1905) 終結後に締結されたポーツマス条約 (日露講和条約) により、朝鮮半島における日本の政治的・軍事的・経済的優越権を帝国ロシアに承認させた。ついで明治 43 (1910) 年「韓国併合ニ関スル条約」により、朝鮮半島を完全支配下においた。また、ポーツマス条約により北緯 50 度以南の樺太 (南樺太) の割譲を得た。この台湾・南樺太・朝鮮は帝国日本の“正式な”領土に編入される。



他方で昭和 6 (1931) 年の満洲事変以降、日本の植民地政策はそれまでとは異なる様相を示し、満洲国建国をはじめ、中国本土から東南アジアに向けて勢力拡大を目論むことになる。帝国日本は傀儡国家である満洲国を樹立した後、満洲議定書により同盟を承認したが、これは第 1 次世界大戦後の国際連盟を中心とする新たな国際法秩序の枠組みから外れる行いであった。果たして、リットン調査団による報告書に基づき国際連盟総会が満洲国不承認の決議をすると、日本は国際連盟を脱退することになる (1933 年)。昭和 14 (1939) 年第 2 次世界大戦が勃発すると、日独伊 3 国で同盟が結ばれ (枢軸国)、日本は「大東亜共栄圏」を唱えて連合軍と戦ったが、昭和 20 (1945) 年ポツダム宣言受諾により降伏し、それまで獲得した植民地全てを失った。

(2) 南洋群島の統治

この一連の流れの中で、帝国日本による南洋群島の (植民地) 統治はその前段階に始まった台湾・南樺太・朝鮮の統治とも、後段階に始まった満洲国統治とも趣を異にする。その理由はもともと

とドイツの植民地であった同地域 (ドイツ領ニューギニア) が第一次世界大戦後終結後のヴェルサイユ条約によって、国際連盟の委任統治下に入り、その受託国 (前頁: 日本の植民地政策イメージ図参照) として日本、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどに“分割され”たことによる。つまり、日本の“取り分”となったパラオを初めとする南洋群島は日本の実質的な支配を受けながらも、帝国日本の正式な“領土”とはならなかった。更に、日本が国際連盟を脱退した後は、その支配の正当性が失われるわけであるが、それにもかかわらず帝国日本による統治が終戦まで続くことになる (実際には米との戦局の悪化にともない 1943 年 11 月より在留邦人の本国引揚が始まる)。植民地の法的特色は、帝国の領土の一部でありながら、(大日本帝国) 憲法が全面的には施行されない、「異法領域」を形成している点にあるが、そうであるならば、厳密な意味では帝国の領土の一部とはいえない南洋群島における約四半世紀にも及ぶ法と裁判はどのように位置付けられるのか。また日本が国際連盟の下にあった 1933 年迄とそれ以降では大きな変化がみられるのか (国際協調から帝国日本独自の路線へと傾くのか)。何より南洋庁の官制がいかに実態面で機能し、殊に二審制が

採用されている法院（裁判所）が現地の紛争解決（民事）や犯罪者処罰（刑事）においてどの程度の役割を担ってきたのか。

本件研究においては南洋庁の研究の中でも先行研究の少ない「法と裁判」に焦点をあてる。

2. 研究の目的

戦前における南洋庁に関する公的刊行物には『南洋庁公報』（1922年～1939年）『委任統治地域南洋群島事情』（南洋協会南洋群島 1931年）『南洋群島現勢要覧』（1926年ほか）『南洋群島要覧』（1934年ほか）『南洋庁職員録』（1941年ほか）『司法部職員録』（南洋庁法院，1925年ほか）『南洋庁統計年鑑』（1933年～1941年）『南洋群島人口動態年表』（1938年）『南洋群島々民旧慣調査報告書』（1939年）『南洋庁法令類聚』（1928年ほか）『南洋庁法令類聚楽追録』（1942年上下巻）『南洋群島寫真帖』（1925年ほか）などがある。により南洋群島統治の概要を、により統治にかかる人事の概要を、により統計的な“帝国臣民”の流入状況と現地民の人口推移を、において適用法の本国法との相違点を、により帝国日本による近代化建設を伺うことができる。このほか『南洋庁企画課資料』（1939年～1941年）によって日本の受託地以外の旧独領ニューギニアのその後の状況などもうかがうことができる。

戦後において、最近の南洋群島に関する研究テーマから述べるならば、土岐哲（大阪大学）「旧統治領南洋群島に残存する日本語・日本文化の調査研究」（1994-1996）の言語学・教育学からのアプローチ、石川友紀（琉球大学）「旧南洋群島における沖縄県出身移民に関する歴史地理学的研究」の人文地理学からのアプローチ、今泉裕美子（法政大学）の「日本の南洋群島統治 - 国際連盟脱退からアジア・太平洋戦争まで -」（2001-2001）・「日本の南洋群島統治政策と『植民地社会』の形成及び統合」（1914-1946）の政治学的アプローチが挙げられる。いずれも南洋庁による統治の全体的なフレームワークを理解する上で重要な研究であるが、本研究の主眼とする「法と裁判」すなわち法制史的アプローチとは異なるものである。その意味で本研究は、戦前・戦後の公文書や個人研究と関連性を持ちつつも、学術的独自性と創造性を有するといえる。

3. 研究の方法

初年度は最初に国内における資料調査及び先行研究調査を行った。具体的には前述した公的刊行物を国立国会図書館所蔵資料等から確認し、更に国立公文書館、防衛省防衛研究所、外交史料館所蔵の公文書へと調査を進めた。デジタル資料についてはアジア歴史資料センターで公表されている資料を活用した。併せて、海外における資料調査を米国国立公文書館で行った。これは終戦後、南洋庁（現地）の資料の多くが米軍に接収されたこと、また同領域が国際連合の太平洋信託統治領として米国の支配化に入り、そこから更に各国が独立する際に多くの資料が米本国へ移管されたことから、主要な資料の多くが米国に在る可能性が高かったためである。このように本研究では日米そして南洋諸国に分かれた資料を繋げながら研究を進めた。さらに、前述の先行研究（石川）より沖縄県民と南洋群島の繋がりが深いことが伺えることから沖縄県公文書館における調査も行った。これらの調査により「法と裁判」のうち、「法」の体系的な部分や「裁判」の制度的な部分は明らかにできると考えるが、本研究ではそれだけにとどまらず実態的な部分をも明らかにする挑戦を行った。旧支配地域（コロール）における現地調査は本研究において最も難しい試みであるが、日本と米国所蔵の資料にのみ依拠し、“現場を見ない”研究は不十分と考えた。国内においては法制史学会、海外においては（米）アジア学会などで他の研究者・アーキビスト・ライブラリアンの助言を受け、現地においてはヒアリング調査などを中心として“机上の研究”だけではない実態面をも捉えた研究を試みた。

本研究は3年計画で実施する予定であったが、研究途上で新型コロナウイルスの蔓延による行動制限を受けた。調査予定であった国内外の機関が一時期休館したり、入場者制限（予約制）が行われたりした。そのため、研究期間の延長を申請し、当初の予定から2年後の令和5（2023）が研究の最終年度となった。

4. 研究成果

(1) 公刊資料による「法と裁判」にかかる記述

前述した公刊資料などから、「法と裁判」にかかる記述の抽出を試みた。

『南洋庁職員録』同資料からは「南洋群島裁判令」を確認することができ、これに基づいて高等法院（パラオ・コロール島）の判事や書記、雇、臨時雇、高等法院検事局の検事、パラオ地方法院の判事、書記、雇、臨時雇、パラオ地方法院検事局の検事、サイパン地方法院の判事、書記、雇、サイパン地方法院検事局の検事、ポナペ地方法院の判事、書記、雇、臨時雇、ポ

ナペ地方法院検事局の検事の氏名などを確認した。なお、兼任が多く、例えば『南洋庁職員録』（昭和16年10月1日現在）によれば、高等法院の判事3名（院長・中村武、判事・柳田太郎、判事・大森戒三）のうち、中村はパラオ地方法院の院長であり、柳田はサイパン地方法院の院長、ポナペ地方法院の院長を兼任していた。また、検事局については江崎政行が高等法院検事局、パラオ地方法院検事局、ポナペ地方法院検事局の検事を兼任していた。なお、雇人の中には「大城」や「中里」など沖縄県民に多い氏もあり、後述する沖縄と南洋の結びつきの強さを伺わせる。

『南洋法令類纂』同資料からは南洋に適用された法令を網羅的に調べることが可能である。特に「第十章法務」より、第一節「司法、裁判」や第二節「民事、刑事」より南洋で施行された基本法令を以下に参照する。

- ・南洋群島裁判令（大正11年3月31日勅令第133号）
- ・南洋群島裁判事務取扱令（大正12年1月27日勅令第26号）
- ・島民ノ土地及島民ト締結スル契約ニ関スル件（大正5年1月20日民政令第3号）
- ・民事争議調停事務取扱手続（大正12年3月1日南洋庁訓令第10号）
- ・南洋群島裁判手数料規則（大正12年2月20日南洋庁令第4号）
- ・南洋群島犯罪即決例（大正12年1月27日勅令第28号）
- ・南洋群島受刑者、被告人及被疑者護送規則（大正14年3月1日南洋庁令第4号）

法令形式の中に、南洋庁令、南洋庁訓令、民政令などがあることがわかる。また、本国法の適用については、爆発物取締罰則（明治17年12月27日太政官布告第32号）や通貨及証券模造取締法（明治28年4月5日法律第28号）、治安維持法（大正14年4月22日法律第46号）が南洋群島においても適用されたことが同資料から確認できる。

なお、警察の権限が現在よりも多岐にわたっていた時代であり、同資料中の第七章「警察、衛生」の「第一節警察」所収の法令も重要である。主要なものとして、

- ・南洋群島警察犯処罰令（大正5年6月30日民政令第9号）
- ・警察犯例（大正15年8月15日南洋庁令第3号）
- ・南洋群島治安警察規則（昭和4年7月9日南洋勅令第4号）などが挙げられる。

『南洋庁施政十年史』（南洋庁長官々房 編）（昭和7年）同資料から「第八章 司法 第三節 適用法規」より、日本内地の法令のうち南洋群島に適用される法令を確認することができる。一方で、南洋群島の特殊例外規定についても以下の通り記述がある。

- 「一、除斥、忌避、回避に関する規定を適用せざること。
- 一、弁護士にあらざる者を以て、訴訟代理人、訴訟承継人たることを認めたること。
- 一、島民のみの訴訟には、法院の便宜なりとする訴訟手続に依ること。
- 一、島民のみの民事に就ては、公序、良俗に反せざる限り慣例に依ること。
- 一、土地に関する権利に就ては、当分の間慣例に依り且つ登記を為さざること。
- 一、予審を行はざること。
- 一、島民に対しては姦通罪の告訴に離婚を要件とせざること。」

以上、島民に関する事件についても法院が裁判を行うが、「法院の便宜」や「旧慣」など、内地と異なる取扱いをされた。

『南洋庁統計年鑑』同資料からは「6 司法行刑」より、犯罪即決処分について「件数罪名別」「人員罪名別」「刑名別」、地方法院刑事事件について「有罪件数罪名別」「有罪人員罪名別」「有罪人員刑名別」、高等法院刑事事件について「取扱件数」「取扱人員」「有罪件数罪名別」「有罪人員罪名別」「有罪人員刑名別」などを確認できる。また、民事については「民事争議調停事件件数」や「地方法院民事訴訟事件件数」、「高等法院民事訴訟事件件数」などが確認できる。同資料の統計データにより、南洋庁の裁判所（法院）がどの程度利用されていたのかを数字で把握することが可能である。まず、「法院職員定員」をみると、昭和8（1933）年の総数（高等法院・サイパン、パラオ、ポナペの各地方法院の合計数）で12名、昭和12（1940）年で15名といずれも小規模である。

刑事：「地方法院刑事事件取扱人員」より、3地方法院の総数（刑法犯・特別法犯・警察犯）をみると昭和8年で532件、昭和12年で559件の受理数となっている。同統計には「邦人」と「島民」別の人数や男女別の人数も記されている。昭和8年についていえば、受理総数532件のうち、有罪となった者は邦人256人、島民267人でいずれも有罪率が極めて高いことが伺える。なお、刑法犯で多いのは「窃盗及強盗ノ罪」、「詐欺及恐喝ノ罪」、「傷害ノ罪」、「賭博及富籤ニ関スル罪」などであった。特別刑法犯で多いのは「酒類取締規則違反」であり、例えば昭和8年の総数131件のうち、96件がこれにあたった。次いで、「兵役関係法規違反」があった（総数131件のうちの16件）。なお、「高等法院刑事事件取扱人員」をみると、昭和8年の受理総数は25件、昭和12年の受理総数は30件と取扱事件は多くない。

民事：「地方法院民事訴訟事件件数」より、昭和8年の受理総数は151件、昭和12年の受理総数は244件となっている。邦人間の紛争が多いが、邦人と島民間の紛争や島民間の紛争事件があることも確認できる。例えば、昭和8年の新受件数120件のうち、邦人間は79件、邦人と島民間は26件、島民間は15件であった。このうち事件の種類で圧倒的に多いのは金銭関

係で98件、次いで土地関係11件であった。「高等法院民事訴訟事件数」をみると昭和8年の受理総数は7件、昭和12年も同数の7件でいずれも取扱事件が少ないことが分かった。

(2) 訴訟記録の行方

本研究に先立ち、「近代日本の東アジアに於ける領事裁判に関する実証的研究」(研究課題/領域番号21730011)(2009年-2011年)及び「近代日本の国際法継受と治外法権文明国・野蛮国・未開国における裁判の比較考察」(研究課題/領域番号24530010)(2012年-2015年)を行っている。この二つの研究では、中国大陸や朝鮮半島に残された日本の領事裁判や植民地裁判の記録を調査した。その結果、日本が朝鮮半島で行った領事裁判や植民地裁判の訴訟記録を確認することができた。刑事については韓国の国家記録院(在テジョン)に一部が、民事については韓国の法院記録保存所(在ソウル郊外ソチョ)に大部が残されている。

本研究では、南洋庁における同様の訴訟記録が発見できないか、日本国内、米国内、パラオ共和国において調査を行った。終戦末期パラオ・コロールの壊滅的被害と、戦後の引き揚げ状況から、訴訟記録をまとめて本国に持ち帰ることは困難であったと思われる。これは、朝鮮半島における訴訟記録を終戦時に持ち帰ることができなかつたことから推定できる。また、戦後の混乱期や米国支配期間に散逸してしまった可能性もある。今回の調査では国内外いずれの機関からも「民事判決原本」「刑事判決原本」など訴訟記録を発見することはできなかった。

2023年9月に行った現地調査では、パラオ最高裁判所ロー・ライブラリー、ペラウ国立博物館、パラオ・コミュニティ・カレッジ(2年制の短期大学、パラオ唯一の高等教育機関)などで資料調査や聴き取り調査を実施したが有益な情報を得ることはできなかった。

なお、終戦後に米国に接收された資料があることは先行研究により言及されている。最近の研究では、佐藤崇範「【資料】ハワイ大学マノア校ハミルトン図書館所蔵の『南洋群島関係資料』について」(島嶼地域科学第1号、2020年)などがある。佐藤によればハワイ大学マノア校ハミルトン図書館に「太平洋諸島信託統治領アーカイブズ」があり、この中に南洋群島統治期の公文書等が含まれているとのことである。しかし、目録からみるに土地関係の資料が多く、訴訟記録または事件記録には乏しい様子である。もっとも日本語で書かれた資料が未整理なまま目録にも載っていないとすると今後の発見が期待できるかもしれない。

(3) 南洋群島引き揚げ者からの証言

終戦から75年以上が経過し、南洋庁による統治を知る者はわずかになってしまった。2023年9月に実施した現地調査では、コロール市内のシニア・シチズン・センター(高齢者の日帰り福祉施設)を訪問し、日系パラオ人からヒアリングをする機会も得た。しかし、同センターでお話を伺うことができたのは70~80代の方たちであり、皆幼い頃の記憶しかなかった。そのため、戦争の記憶を語っていただくことはできても、戦争「前」の帝国統治下の状況についてはほとんど情報を得ることができなかった。

そこで、南洋群島引き揚げ者からの証言記録を探すべく、沖縄県公文書館において県史・市史・町史などの調査を行った。南洋に渡った日本人の多くは沖縄県出身者であったためである。『南洋群島現勢要覧』(南洋庁編)(昭和4)によると、南洋群島における邦人人口の総数は9,979人であり、このうち本籍が沖縄県である者は5,132人で首位であった。

実際に現地で事件となったものには次のような記録がある。

『具志川市史 第04巻 移民・出稼ぎ論考編』(p672以下)

「たとえば一九三〇、三一年ごろのサイパン島でおきた「洗骨事件」をみてみよう。この事件は、あるウチナーチュが沖縄に帰るに際して、埋葬してあった子どもの遺骨を洗骨し、駐在所に遺骨持ち帰りの手続きを尋ねたところ、墳墓発掘罪として逮捕、留置されたというものである。逮捕を不当とし、釈放を求めて交渉したサイパン沖縄県人会長仲本興正(当時)によると、警察側は洗骨などという風習は聞いたことがないとして譲らず、最終的には、認可を受ける前に改葬したとして三円の科料で話をおさめたという。」

「洗骨」という沖縄の風習を知らなかった他府県出身の警察とトラブルになったことが記されている。背景には沖縄県人に対する差別も伺える。同市史には他にも「七 サイパン島在住日本人による異議申し立て行動」(p723以下)など労働争議3件が挙げられている。これらは現地において労働争議がしばしば起こっていたことを裏付けるものである。

おわりに 沖縄県の県史・市史・町史から引き揚げ者の証言をみるに、けっして南洋群島は「楽園」とはいえないものであった。統計年鑑が示すとおり、少ない人口の中でも地方法院での取扱事件数は相当数あったことが伺える。また、邦人と(先住の)島民間で事件や紛争があったことも興味深い。ただし、訴訟記録自体が確認できなかったため事件の詳細を知ることができなかった。また、刑事においては警察処分、民事においては労働争議などが多数あったことが伺えるが、こちらの記録も断片的であった。

今後は、南洋庁統治時代の公的刊行物から民間の刊行物にも調査範囲を広げ、本研究を発展させて更なる実態解明に努めたい。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------